

平成19年度前期

# 学校開放施設のご案内



スポーツや文化活動を行うために、市内の小・中学校の体育施設（体育館、グラウンド等）や特別教室を開放しています。

## 1 対象（使用できる方）

市内に在住・在勤・在学する方々で構成し、責任者が明確な団体のこと。

## 2 使用期間

➤ 平成19年4月1日～平成19年9月30日

## 3 使用時間

平日 …… 午後6時から午後10時まで

日・土・祝日、休校日（夏期休業期間など）

…… 午前8時30分から午後10時まで

学校が部活動等で使用する時間は除きます。

使用時間については、清掃・後始末等を終えて施設外に出るまでの時間です。



## 4 対象施設

施設名称	学校
屋内運動場	小学校8校、中学校4校
屋外運動場	
校舎（特別教室）	葛巻小：図工室、西中：音楽室

## 5 使用申込み

	施設登録をしていない場合	施設登録をしている場合
使用(単位)期間	最長1ヶ月（暦単位）	最長2ヶ月（暦単位）
受付期間	使用希望の前月1日から 使用希望日の7日前まで	使用希望前の奇数月 1日～10日
申込み先	直接、学校へ「学校使用許可申請書」を提出してください。 （使用許可申請書は各学校にあります。）	

各学校体育館の使用状況については見附市教育委員会ホームページからご覧いただけます。

## 6 使用料

原則、有料。（ただし、一定の要件を満たす場合には減免の措置があります。）

## 7 その他

施設内は飲食厳禁及び禁煙です。施設をきれいに使用できるように皆様のご協力をお願いします。

## 8 問い合わせ先

使用希望の学校 又は

見附市教育委員会教育総務課 電話 62-1700（内線411, 412）